

長野県上伊那広域水道用水企業団議会の定例会の招集の時期に関する規則

〔昭和 55 年 7 月 25 日〕
規 則 第 2 号

改正 平成 27 年 9 月 1 日規則第 1 号

長野県上伊那広域水道用水企業団議会の定例会は、毎年 2 月及び 10 月に招集するのを常例とする。都合により繰り上げ、又は繰り下げることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。